

【34 釈 文】新田郡山之神村より病人村継ぎ証文

(年次不詳)

送り一札之事

上州吾妻郡羽根尾村

出生

谷 蔵

当年七拾八才

右之者義、私村方ニおゐて風斗病氣

差発、薬用手当等いたし候得共、何

分全快不_レ仕、同人義、右羽根尾村江帰り

度、達而相歎候ニ付、差送り申候間、

先々宿村御憐愍を以順能御継送り

被_レ下度奉_ニ願上_一候、以上

上州新田郡山之神村

名主

午正月七日

市 蔵^印

先々宿村

御役人中様

【34読み下し文】

送り一札の事

上州吾妻郡羽根尾村

出生

谷 蔵

当年七拾八才

右の者義、私村方において風斗（ふと）病氣

差し発（おこ）り、薬用手当て等いたし候えども、何

分（なにぶん）全快仕（つかまつ）らず、同人義、右羽根尾村へ帰り

度（たく）、達（たつ）て相歎（あいなげ）き候に付、差し送り申し候間、

先々宿村御憐愍（れんびん）を以（もつ）て順能（じゅんよく）御継ぎ送り

下され度願い上げ奉り候、以上

上州新田郡山之神村

名主

午正月七日

市 蔵印

先々宿村

御役人中様